

小田原市自転車競走実施条例の一部改正案

1 改正の背景

競輪開催には、深夜の時間帯（おおむね21時頃から24時頃）に開催するミッドナイト競輪があり、このミッドナイト競輪は、観客を入れずに競走を実施するので、場内での投票券発売や場内警備など観客に関する業務を要せず、開催経費を削減して開催することができることから、ある程度の収支改善が見込まれます。しかし、小田原競輪場は、立地環境等に配慮し、ナイター照明設備を有していないことから、小田原競輪場以外の競輪場を借上げて競輪を開催することができるよう、条例の一部改正を行うものです。

2 改正する条例

小田原市自転車競走実施条例

3 改正の内容

市が行う競輪は、小田原競輪場において開催することとしていますが、市長が特に必要があると認めるときは、小田原競輪場以外の競輪場においても開催することができるように小田原市自転車競走実施条例の一部を改正する予定です。

4 条例の施行予定日

令和元年(2019年)10月1日